

1. 件名：東海発電所、敦賀発電所 1 号炉の廃止措置計画変更認可申請等に関するヒアリング
2. 日時：令和 2 年 1 2 月 2 3 日（水） 1 6 時 0 0 分～1 7 時 3 0 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階 A 会議室（※ 1 一部 TV 会議システムによる出席）
4. 出席者：（※ 1 ・・・TV 会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、櫻井安全審査官

日本原子力発電株式会社 廃止措置プロジェクト推進室部長他 8 名※ 1

5. 自動文字起こし結果

別紙の通り

※ 2 音声認識ソフトにより自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発信者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

- ・ 資料 1 東海発電所廃止措置計画変更認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）
- ・ 資料 2 敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁のミキヤです。それではヒアリングをOR東海と敦賀のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:10	まず廃止措置の関係の東海と敦賀の説明からですかね。
0:00:16	お願いいたします。
0:00:20	はい、日本原子力発電の田中です。よろしく申し上げます。製造、本日、まず東海発電所の廃止措置計画の変更に移行できることにつきましては、そちらにまわして、これで一度質疑応答とかいただければと思います。その次に、
0:00:36	敦賀発電所の廃止措置計画で最後に発電所の保安規定というのがあるんですが、いただければと思います。
0:00:46	まず資料1ですけれども、今回発電所廃止措置計画変更認可申請についてご説明させていただきたいと思います。
0:00:55	1枚めくっていただきまして、
0:00:58	審査会合における指摘事項及び対応というページです。こちらですね、これまでの審査会合で、まず電話20年の生活介護での目的についてのものを審査の中でご説明をして参りました。
0:01:16	具体的にはですね、No.1について、Notice別の表6-1及び6-2の地域行動及び設備の記載について必要な最高峰構成するということで、こちらは便器が26日の審査会合の際に、
0:01:32	記載内容をですね示させていただきまして、我々もプラスということで、こちらの方で現場IAを提示を考えているところであります。
0:01:47	No.1については、エラーができますけれども、審査会合の際に御説明をさせていただいております。
0:01:54	No.3につきましても、データ入力するのは審査会合で御説明っていう発生会津計画の記載をきちんとご説明させていただいてまして等の内容でご説明いただくことに尽力しているところであります。
0:02:12	本日はですね、奥地た表の11月26日の審査会合での指摘事項2件について対応を東京支社で決めさせていただきたいと思っております。
0:02:25	一つ目が、消火設備についてそういうの入れていきたい億円と言う点が従来契約書類6に記載されていた工事の妥当性についての実際の意見こちらを示させていただきます。
0:02:40	大分いただきまして、メーリング資料1-1ですね、本来の報告の通りに記載するというふうに移す。
0:02:51	こちらの当会合なので当然議論も踏まえまして、検討したところね。そうか。時については、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:02	MSとして対策に記載が必要ということで判断をしております。その対象は総括屋外消火屋内というふうを考えております。
0:03:16	大卒の変更場所がポンプの性能でして、及び相互関連してブロック弁ことになっております。現行の補正ですね、こちら記載の方針ですけれども、
0:03:31	一番下の表にある通り、ですね、総会決議ということでコウノポツ一発ということを考えております。対象は等ともされました通り、超過セント総額、
0:03:47	2億です。それ以外の記載についてはですねPart電車の同調踏まえまして、ページ以降どういったお伝えをしているというのを、あと、機能性能入一般については、先行プラントさんを
0:04:04	にお伝えAさせるということで、同様の記載となっております。
0:04:12	また、回答の内容についてはですね、本文及びそのときに、文章で記載がありますので方にも整合をとって反映しているITVものです。
0:04:23	以上が1点目、層厚についてです。
0:04:28	名つまり経営確立まして、ゴム資料1-2、
0:04:34	開発でDINERS電力のブースというに記載ということで、当ぐらいですね、特に記載されていた共用設備については、別途申請の際にですね、
0:04:50	要するにプラントの同時タイライン法で罹患するという考えのもと、共用施設、
0:04:57	ここからは削除していたものですが、
0:05:03	やっぱり落ちてしまうと廃止措置計画の記載が見えなくなってしまうということで、パイチャート契約になった形で記載があつてること、アンダー落ちております。バスとしては改装した移送施設ということで、運用に、
0:05:18	代替するという方針でおりまして、次のスライドにプラスして、
0:05:25	その運用の具体的な伝えの構成員を詰めつくりまして、また本文の方ですけれども、倍増ず対象としてとるべきものつきというところで、もともとタイライン発電所共用施設は除くと。
0:05:43	いうことにしていたんですけれども、こちらは毎年対照的になるということでやっています。
0:05:54	また具体的に何が配送したいというふうになるかっていうことで商用のさ、こちら配送し対象施設を規定類ですけれども、こちらに今のノ年齢括弧っていうものを追加と。
0:06:09	SDば、これもFP連続した性能技術で東海大発電炉と同様、すべてここにノ未満。
0:06:23	次のページに、かつて同じ関連付けると、その整合というものを持つてようなつについてはですね、そうした移送していくのって進めていますので、近場で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:39	どこでやってるとこの当用施設ってということで、細かいですけども、ドラムヤードですね、大学貯蔵庫とあと帰ってくる車両を使ってやって、こちらが相手の方に理由にしたりしているのです。
0:06:56	にはここは是正が非常になり、
0:07:01	その運用の変更に伴いまして、本文の方ですね、やっぱり開示対象進めてるんですけども、建築学会対象にはなりませんので、やっぱり拡充するというような記載の物を持っていた別の電通二次のほうに、
0:07:19	これは図 4-1 と同じようなことが載っているんですけども、こちらの記載の整合ということで、変更するという意味の記載の整合とる現行該当箇所がありますので方針で
0:07:34	こちらの方を考えているというのが今当協会のF状況例です。
0:07:39	次のページの説明は以上になります。
0:07:43	はい。
0:07:47	お願いします。規制庁のミキヤです。消火設備No.共ですね。まず消火設備ということで、そこはわかりました。
0:07:59	書き方なんですけど、もうこれは水圧、消火栓については水圧なんかも書いてますが、これは自主的に書かれるってことですかね。
0:08:09	アメリカのプラントでここまで書いてるのは、
0:08:12	あったように思いますけど、ありましたっけ。
0:08:17	イベントの中で出てこないプラントさんをサポートすると、
0:08:23	もっと悪くないというツボ／見える記載のあるクラウドさんは、に立てて、総括一等てるという状況です。そうそう後任にこちらの江藤次長認可通りという一般的な/sもらい同様の記載になっているというところで、
0:08:43	東海発電所についてはですね、許可にTHAIがない状況ですので、現場で運用している所達及び懲罰の実際のをですね確認しまして、運用情報を必要な仕様を記載しているということです。
0:09:03	わかりました規制庁のミキヤです。これ聞きに来強化認可通りではないということですね。
0:09:10	ただ使用書き込むその時にちょっと水圧だけでいいかどうか、あと場所なんかはいかがでしょうね、設置場所。
0:09:20	あんまりそこはできないか。
0:09:25	そうですね。
0:09:28	小例をまた言うてここに特出対するというのは難しいかなと思っておりますが、実態としましては、総合口座に基づいて維持管理を行っております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:44	消化器の一步に至るまで、どこに何が人権推進していて、支援がどうかっているところの頂部の確認をしていたんですけどもですので、そのlevelについては、こちらで管理を行っているので、実際の管理って考えております。
0:10:05	例えば維持期間のところ、当該設備が設置されているエリアの解体前までってということになるので、
0:10:14	この場合すべからく全部の設備が設置されているエリアの解体前までは、
0:10:22	ってということになるんですかね。
0:10:26	どこにあるか、記載がないまま。
0:10:31	大元がないので、ここでしか記載がないわけですよ。
0:10:38	そうですねは許認可書類上はこの記載のみになりますので、ここで言ってる関係と、性能維持施設からこそ、
0:10:50	なったときには、
0:10:53	すべてのエリアが解体されてないとならないか。
0:10:57	これが、
0:11:00	削除できなくなるんですけども、そういう理解でよろしいんですね。
0:11:06	当時の記載させていただいてるの当該Dが当たっての人がいたんですけども、
0:11:15	サブクールの開会前までということなので、これは今から例えば原子炉建屋を壊しますと言う段階になったら、その本震直前まで消火器または消火栓上しておく、という意味でございます。
0:11:31	この機能は、連絡手段となったことで記載がちょっとそれぞれ異なっていたんですけども、いろんなプラントを網羅して、中心的なものは高圧前まで志間強く意識していたので、ここは明確になるように、
0:11:46	展示されてるエリアの解体の場合もあるという記載とさせていただきます。
0:11:53	はい。
0:11:55	それが規制庁の意見ですけどそれでよければいいんですが管理区域であろうが管理区域外であろうがすべからく全部んなっちゃうってことですよ。
0:12:08	それはそういう建屋の壊す前までってことですね。そうですね。管理区域の内外については一度議論はされるんですけども、基本的には先ほどのダンパ等に総合的にも確認を取って設定している消火器。
0:12:26	主長がですねいろんなお酒にあたって伝えるのは、いわゆる基本的には維持管理していくべきものということで判断しておりますので、これは管理区域非管理区域とは不安定土地で等になってるエリアをエリア分けられると。
0:12:44	再開する前までは入れていくという方針で考えています。
0:12:56	ダンパってというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:02	管理費、
0:13:03	これできるし、
0:13:12	発生等規制庁のミキヤです。ナンバーツーなんですけれども、
0:13:16	ナンバーツーは会合の指摘事項というよりは自主的にこれが押されるという、まずそういう位置付けのものですか。
0:13:27	原電田中です。そうですねは自主的に
0:13:33	そうですね。根井へ水みちの二番補助分子の会合の際に指摘されたものではないですが、この会合の際にですね、ここで説明させていただいた資料の中に、東海大にあたる人といううちに付け、
0:13:51	あるとなくなってしまうという延ばしてないんで、対象を記載した上でプロパンと いいまして、その時点で、こちらからこちらも示してさせていただいていたもの ですので、実質的に法律ということになるかと思えます。
0:14:09	規制庁のミキヤです。嘘。その上でという、ちょっとわからなかったのはこれま ず、
0:14:15	本文 4 はあくまでも廃止対象。
0:14:19	施設なので今回の廃止措置にかかってくる。
0:14:24	施設全部の話をしてるんですよね。
0:14:28	何が言いたいかという、ページ数なんですけども、ナンバーツーの
0:14:35	最初の
0:14:38	ええ。
0:14:41	最初のページから 3 行目 43 ページ目になるんですかね。
0:14:47	2 行目に変更認可申請書を今回の申請書において性能維持施設から外して いた。
0:14:56	でありますけど、
0:14:58	これ廃止対象施設から外していたですか。
0:15:06	原電の田中です。恒設のところについてはですね、やっぱり当初申請において、 農政の施設いっぱいしたのはですね、意味としては中部電力の維持管理設備 のことです。
0:15:22	もともと日付電力一般設備にこれらが書いてあったんですが、本 7 の法令改正 をもらって、公認申請を出す際に一定の施設には入れなかったと、そういう意 味です。
0:15:39	はい。
0:15:41	規制庁のミキヤですけども。
0:15:46	ここから外すとその続きですけども、共用施設を持つてんのかから外すと。
0:15:53	この申請書上の記載がなくなるので。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:58	. 6に記載する必要があると判断した。
0:16:02	というふうに繋がるわけではなくて、店舗どこでもなくなっちゃうから、本文 4 に入れるってそういう説明をされてるんですか。
0:16:12	インデント中です。おっしゃる通りです今でもその性能維持施設に入れるという話はSTEPのも例えば説明上わかりにくかったかと思うんですけれども、統合施設を特性の移設または 9.6 設備がないというのは、
0:16:30	すべてのプラント共通の方針で行って今スタートで、今ですね、大きさet東海大アークが発電しても同じ工数で鉄塔同様STEPレターはノイズじゃわからないって例のもと、
0:16:49	脱いだというのがありますので、共用施設としてろくに確保することが今もないと、有り得ないというふうに考えています。なぜ
0:17:03	会則に使うという意味ですので、どこに書くべきかというところを考えるとかもイオンに伝えているというところに
0:17:12	だったということですね。
0:17:15	はい、趣旨はわかりました。そういう意味でいうと、本文 6 が 106 表のところに、他のプラントでは、確か運転号炉との共有設備運転号炉の
0:17:25	設備としての管理を実施するから維持対象施設から除くみたいな書き方を確かしたと思うんですけども、そこはそのようにされるってことですね、VIの話でいうと、
0:17:37	おっしゃる通りです。同じようにいただいたような形になります。
0:17:45	例示を 4 のところはこれから次のページにありますけれども、これも米印を振って、運転号炉との共用施設ですということも、欄外に記載いただくと。
0:17:57	いうことでよろしいですかね。
0:18:00	数字としてはそうなんですが、記載の仕方はですね、他発電所としては、兵庫さんの方に伝えている通り、漠然と共用施設部、
0:18:15	Uが魔法KKにすべて記載しようと思っておりますので、書いてあることはお断りなんですけど、電力 3 件、これを欄外に登用してるっていう対をするやり方とはちょっと言い方が違うと、頭のこの表が本文 4 の共用の
0:18:36	次の絵とさせていただければいいかと思えます。違う人間がですね、立案はもともと設置許可に書いてあるものを建屋マツを敷く提案ということで抜き出して取れていると、なので、その中でそのようなものが、
0:18:55	お客さんと散発的に出ていたという状態になっているところに※をつけているというものです。協会総会については、新たに後から救われるということと、もともと手元で入っていないかという、いっぱいいるということもありますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:14	わかりやすく記載するために、向こうから別途の共用施設という項目を設けて写ってるところに関して、
0:19:27	おりました。
0:19:30	あります。
0:19:54	Cs
0:19:56	はい。
0:19:57	次の資料をお願いできますでしょうか。
0:20:03	日本原電村松です。それでは資料 2 を使いましてツル 1 の廃止措置計画について説明させていただきます。
0:20:14	まず資料 2 をめくっていただきまして、東海と同じく審査会合における指摘事項及び対応ということで、まず 10 月 27 日の審査会合での指摘事項について、ナンバーワン圧縮減容装置についての 1 施設として記載することを検討すること。
0:20:32	K ところでこちらについては前回の審査会合 11 月 26 日の審査会合で方針はお示しさせていただきましたがちょっと一部補正を出すにあたって一部ちょっと説明したところから、
0:20:47	変更したい部分がございますので、そちらについては本日説明させていただきます。
0:20:52	次にナンバーツーについては、PC 系冷却停止時の西縁評価について、
0:20:58	これ補足追加は 11 月 26 日にご回答した講義です。
0:21:03	今日ご説明するところはナンバーワンのついでに補足と、11 月 26 日の審査会合で、
0:21:12	ご指摘いただいた事項、一つ目といたしまして、所済み燃料の号機管板に用いる使用済み燃料輸送容器については廃止措置計画に記載の追加。
0:21:24	そういうことを考えてくださいというところ、こちらについては資料 2-2 でご説明します。
0:21:30	次にナンバーツーといたしまして、FT 系冷却停止時の燃料プールの水温評価について、プール水蒸発によってプール水が変化して放射線影響等があるんじゃないかっていうところで、そこについての説明を補足説明資料に追加して、
0:21:47	追加ということで資料 2-3 の方に説明を追加してございますし、またまず資料 2-1 で圧縮減容装置についての記載について説明します。基本的にはこの資料
0:22:00	を 11 月 26 日にご説明申し上げたところなんですけど変更したい箇所については右肩 4 ページ目。
0:22:09	こちらの設計の要目表のところですねこちらの太枠で囲った部分になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:17	こちら現在認可をいただいている章と本文 5 に記載されている超過処理能力と使用材料っていうところを変更するということを並行して記載するというふうに、
0:22:29	前回説明してまして使用材料については前回こちらを観測孔というする方針で説明しましたが、ちょっと他プラントの記載状況とかを改めて確認してみたところ、こちらの
0:22:42	使っている素材の場所というか
0:22:46	圧縮体っていうのはドラム缶を潰す実際にそのドラム缶に本当に触れる部分のところを行っていて、そういったところを指定してその素材量述べていると。
0:22:58	というような記載がございまして、これについては敦賀も元からそういった感じ形で考えてございまして前回説明した観測孔っていうのはその外側のその他の躯体の部分を作っている部分でして、
0:23:12	どちらの方が規制がより適正かって考えるとまたプラントと同じように圧縮金型っていう部分をきちんと明記して、5 金庫そこに使う素材を書くっていうところが適正というふうに考えましたので、今回の補正は
0:23:27	五つトライを端側に変えるのではなくて 5 均衡としたもので、それからどこのことを示しているのかというところが縮金型と追加する形でちょっと
0:23:37	明記する形で変更かけさせていただきたいと考えてございます。
0:23:42	職員はそちらの記載については、その他については前回ご説明した通りです。
0:23:48	次、資料 2-2 にっていただきまして、
0:23:52	鎮目現状容器の廃止措置計画の記載方針ということで、
0:23:57	こちらについては
0:24:00	燃料棒機関輸送に用いるキャスクについて廃止措置対象施設解体対象施設及び性能維持施設として記載するというので、まず本文 4 本文 5 の表 4-1。
0:24:15	廃止措置対象施設と表 5-1 の解体施設対象施設の方にチオ済み燃料輸送容器を確認医療施設取扱設備のうちの一つとして追加します。
0:24:29	その記載例っていうのがその下が示してる通りなんですけど、
0:24:34	d等、
0:24:36	この輸送容器ですけど、リース品でして、当社の所有物ではなくって、契約上、供用終了後は所有者に速やかに返却するというふうにはなっているんですけど、ただその詳細条件をどのような形で返却するかっていうところはまだ明確

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	に決まっておらず、所有者との取り決めに従って撤去するというふうになってございますので、
0:24:56	その旨を商号の位置、解体から別途、
0:25:01	単純に使い終わったら解体するわけではなくって、あくまで
0:25:07	終了後は所有者との取り決めに従って撤去するってところ、注釈で追記させていただきます。
0:25:14	ページめくっていただきまして性能維持施設としての記載でございますが、こちらについては記載例を下になっておりますが、表 6-1 といたしまして、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設ということで、
0:25:30	記載したものが数でこちらは
0:25:33	前回いただきでございますお話を聞いて許認可通りとしてまして機能としましては、臨界防止機能、除熱機能、密封機能、放射線遮へい機能と四つに性能といたしましては使用済み燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であったと。
0:25:50	刑事機関としては使用済み燃料の運搬、構内運搬のこととして、
0:25:53	終了完了までというふうにしてございまして、こちらの方については
0:25:59	常に反省している他電力さんと同様な記載となっております。
0:26:05	はい。これにつきましては、添付書類 6、或いは本文の文章の方、あと本文 5 の方にもあるんですけど性能について記載している箇所がありますので、こちらについても、
0:26:18	関連する箇所についてはそれらの記載を追加いたします。
0:26:23	はい。CAPIについての説明の追加は以上でして、最後ナンバーツーの
0:26:28	と水温境界の整備の変化についてですけど、こちら資料 2-3 の 18 ページ。
0:26:37	の方見ていただきますと、28 ページ、19 ページですね、こちらの方に説明を追加させていただきます。
0:26:45	こちらの
0:26:47	方ですけどこれまで水温評価に使ったモデルで、
0:26:51	水がFPC水量が減少した場合に、
0:26:58	と蒸発による水量減少したときに、水温飽和値が変わるかっていうところを検討しまして、確認しましたところ強め変わらず、支援施設の運用基準上 65 度を超えることはないこととしました。
0:27:12	またその蒸発速度ですけど、それを評価し、
0:27:17	その蒸発速度が最大になるときっていうところがこのFPC経過循環運転と、あと換気系両方とめたとき、
0:27:25	かつ水温が 62 度に到達したときになります、このときの蒸発量で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:32	1週間強化したところ、ヘルス医療というところは、SFP標準偏差水量の1.4%程度でして、
0:27:41	1週間で1.4%程度であれば水対策低下対策を十分とる時間はあるというふうに考えてございまして、
0:27:49	また以前示しましたように電源機能喪失時に、
0:27:53	補給対策っていうのは切っちゃってございますので、
0:27:57	SFP
0:27:59	の水が蒸発することで、使用済み燃料からの放射線遮へいに対して影響が出るっていうことは、
0:28:06	基本的に考えられないというところの説明を追加してございます。
0:28:10	はい、ちょっと駆け足になりましたが、説明は以上となります。
0:28:17	ありがとう。
0:28:22	まず一つ目のやつは合金観測孔だったの合金高に変えます。
0:28:28	ということで、これは他のプラント合金にしてんですかね。
0:28:39	日本原電の村松です。ご健康といたしますか素材を圧縮金型。
0:28:49	どっか本当の外帯で一番多く使われてる素材を書いているというよりは、機能としてクリティカルになっている部分、圧縮金型っていう部分の素材を書いているっていうところでございます。ただ、均衡っていうところは我々、
0:29:06	それから
0:29:09	まだ当時まだ認可をいただいてない状態だったので、このとき詳細な素材っていうところは書けないっていうところはちょっとまだそこまで特定できないというところはわかった範囲で答えを書くという方針で認可をいただいておりますので金峰というふうにしてますが、
0:29:26	そういった形でそのまま記載しております。他のプラントですと
0:29:30	後任とかあともう少し詳細な素材名を書いてたらそれも圧縮金型何とかっていうような形で書いてございます。
0:29:42	なるほど。ちょっと他のプラント頭に入ってないんですけど、圧縮体って書き方も一緒なんですわちょっとこの金型っていうとどうしても何か成形する時の
0:29:52	方を思い浮かべてしまうんですけど、これはWattsあくまでも潰すそのコアな部分のところの言い方を圧縮金型というふうに呼んでいると。
0:30:03	ということなんですね。
0:30:04	日本原燃の岩島さんの通り、Wetだから結局ドラム缶を潰すときも、その金型に合うような形に縦横、
0:30:15	上方向からそれぞれ圧縮して潰せっていう形になりますのでそれにつぶされる部分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:22	に接する部分という意味で圧縮金型となっております。わかりました。
0:30:29	それで、
0:30:34	数字は
0:30:49	そういう関係。
0:30:54	わかりました。
0:30:58	三つBは、
0:31:01	朝ですよ。
0:31:03	それと考えますけど、皆さんのやっぱり 19 ページ目に追加いただいてありがとうございます。2 点確認したいんですが、19 ページのほうで、Xeの普通の
0:31:19	Safetyへの
0:31:22	給水手段を備えているっていうのが、
0:31:25	今後、5 行目ぐらいにあるんですが、ちょっと会議の時にはその外部から
0:31:31	水を入れますというようなご説明だったと思うんですが、実際は復水貯蔵タンクからのラインも当然使えるかなと思ってるんですが、その辺、実際、
0:31:45	改変がとまって止まっているような場合っていうのはどういう作業になるんでしょうか。
0:31:55	日本原燃村は是正と基本的にはその復水貯蔵タンクからの補給となります。ただできなかった場合に、
0:32:05	こちらは電源機能喪失時のとき、
0:32:09	前と外にある、例えば汚水タンクだとか、
0:32:14	あとは最悪海水とかですね、とか、向こうから大分ポンプを引っ張って直接給水をするラインでございますので、そちらを使って給水するというような手段を備えてございます。ただ基本的には維持している。
0:32:27	複製ちょうどタンクですね、からの給水が基本となっております。以上です。
0:32:33	はい。
0:32:36	で、それがバックアップの電源がない場合でも、
0:32:40	給水は可能になってるという理解でよろしいですか。
0:32:55	以下、
0:32:57	日本練もらわずです。基本的には電源を使用としての補給ですけど、その復水貯蔵タンクから別途外部から梱包つないで補給するようなことはできるというふうに考えてございます。以上です。
0:33:13	はい。規制庁ツカベです。はい。
0:33:17	あと 2 点目で、その介護
0:33:20	の結論の話をさせていただいて、是正措置みたいな話も出てたんですけど、私はそこまでちょっとイメージして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:31	議題をやはり水はBq中出ると思っていて、それはどこかで結論している水になる可能性があるかなと思っっているんですが、ユーザーさんがその対策を考えていますと言われていた。
0:33:49	具体的な対策っていうのは具体的に言うとどのようなものだったんでしょうか。
0:34:31	ここを関連もらうですと基本的に発生した水っていうのは、判決などで発生した水っていうところはドレンとかで受けて
0:34:43	一般的なファンネルとかに流して廃棄物処理系に流していくと。ただ
0:34:49	水が溢れて、
0:34:51	それによって設備故障が生じたりする可能性がある場合には、そこには水が直接触れないような絶対措置をとるだとかそういったことを考えなきゃならないというふうなところを説明したところでございます。以上です。
0:35:08	規制庁ツカベです。わかりまして、それで言うとその加工。
0:35:13	他のプラントでも、水がたまって、
0:35:17	腐食しましたというような事例もあるので、その辺りはしっかりやってくださいっていうのは、コメントとしては変わらないので、よろしくお願いします。
0:35:31	日本原燃の村松です。もちろん実際にFPC系を止めて運用していく際にはそういった対策をきちんとやった上で運用していくことを考えてございます。以上です。
0:35:47	規制庁の池谷です。一方マスキングの点ちょっとお伺いしたいんですけども、18 ページ目 19 ページ目のマスキングはどっちがどっちの方が大きいのと小さいのがあるんですけども、
0:36:00	つきまして、日本原電村松です。申し訳ございません。ちょっとこれちょっと白黒だとわかりにくいかと思うんですが大きな文章全体を囲っているところっていうのは今回追加したっていうところをわかりやすくお示しするために囲っているところでございます。
0:36:19	実際のマスキング部分については規定と 19 ページ目に二つある小さい四角のところのマスキング部分となります。
0:36:27	だから実際にまとめ資料として提出する際には今回のこの一番大きな文書全体を渡ってる資格っていうところは外させていただこうと考えてございます。以上でございます。
0:36:38	蒸発速度とか減少量、
0:36:41	商業機密、
0:36:45	日本のやつですねと、こちらの他の式と合わせて計算逆算すると、
0:36:54	FPC等々面積だとか堆積っていうところが、SFPかSFPの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:01	Non面積だとか堆積っていうところがわかってしまう可能性があるため、ちょっと数字についてはマスクングさせていただいてございます。
0:37:11	以上です。
0:37:14	標準水量が出ているんですかね。
0:37:19	それでこっちの数字が出てないからいいのか、趣旨はわかりました。
0:37:29	そういう意味では 15 ページ目の
0:37:33	わかるマスクングですねこれ先ほどの話と繋がると思うんですね。
0:37:39	日本原燃村松その通りです。
0:37:43	以上です。
0:37:45	それでは次の保安規定。
0:37:52	はい。
0:37:53	読んでもらってちょっと席の変更を行いますので少々お待ちください。
0:38:04	注意します。
0:38:20	人間がです。すいません。それでは、資料 3-5 に乗っていただきたいと思えます。途中で説明者変わりますけれども、ISOの中の方からご説明させていただきます。
0:38:34	東京発電総合原子力保安規定変更に河成継承の変更内容についてということで、先日 9 日に申請させていただきました東海保安規定について変更内容をご説明いたします。
0:38:49	こちらは稟申つきですね、本坑内容のサマリーですね、国の流行のところで説明させていただきたいと思えます。2、3 ページいきまして、まず一番として、班員組織が定める性能、
0:39:09	SURCどうにか／変更というところですが、こちらはすでに審査いただいております。新設の搬出計画の中で、変更する予定の前半を。
0:39:26	RI施設から削除する設備というところがありまして、こちらの一般になります。
0:39:33	障防法地にですね、DIANA先生ちゅうのを廃止措置計画において削除した性能維持施設ということで 8 項目命令しておりまして、別途それが保安規定の改正の保安規定のほうに反映するかと。
0:39:50	いうところをまとめております。具体的には(3)(8)の経緯記述ですね、について関連する記載が保安規定があるので、こちらの整合をとると、というものです。
0:40:06	あと中身としましては、会津計画の方で削除するということにしていますので、保安規定において、同様の設備の名称ですね運用ができるというふうには、こちらを削除そうだろう。うち性を適正化させて、整合を図ると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:21	いうものになっております。二、三ページ以降はですね、そう、今回、保安規定の変更に関与する設備の数字が入っているものであつての系統図以降に進めているんですけども、こちらは廃止措置計画の
0:40:39	守川先生の際にご説明していた内容と同じですので、それではご説明は割愛させていただきます。一番については説明以上ですね、説明者変わります。
0:40:55	はい。続きまして2番以降を原電の柴田が説明させていただきます。まず二番の方なんですけど、すみません。右下3ページ目に、
0:41:07	ご覧ください。
0:41:12	こちらの方原子炉領域の解体の禁止の条文の削除といたしまして現在ですね11条には原子炉容器の解体の禁止という条文が記載されてるんですけども、こちらの方廃止措置計画に定めた工程により担保されているため、
0:41:27	削除するというような変更かけようと考えております。
0:41:31	この理由としてはですね、当時これを変えた経緯としまして原子炉解体届に記載された条文でございます。そのためそうその当時はですね届け出制でございましたので、手続きなく解体ができないようにするという観点で、保安規定に明記されたといったものでございます。
0:41:47	現在のところではですね原子炉等規制法の方ですね、認可を受けた廃止措置計画に従って廃止措置を講じなければならないことが要求されておりますので、廃止措置計画本文9に記載されている
0:42:03	大卒の法廷ですね、こちらは表1のほうに抜粋したものがございまして、こちらの工程に従って
0:42:11	原子炉領域の解体撤去は安全長期間後に実施する旨を工程に示して認可を受けているので、本件第11条と同様の管理ができているということで、今回保安規定を削除するといった形でございます。この状態になっても、保安管理上は問題ないと考えてございます。
0:42:30	例は、右下8ページ目は参考までに原子炉等規制法の関連条文を記載したものですので割愛させていただきます。
0:42:38	次に右下9ページにお移りください。3番も廃止措置計画に基づく工事の計画の実施の変更についてです。こちらの方は工事の計画及び実施に関するプロセスについてですね、保安規定第12条に定めて、具体的な事項については下部規定に基づいて手続き、
0:42:57	をするといった形に変更するものです。
0:43:00	この変更に伴って工事計画書について記載がある8条、52条についても記載を変更するといったものになります。この理由といたしましてはまず12条に記

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	載されている表 12 というものがございますが、この工事件名についてですね。
0:43:16	工事計画書に記載する項目及び実施内容等を具体的な運用について定めたものです。ところがほぼ同様の内容が下部規定で具体的には廃止措置管理業務要綱等廃止措置工事計画策定要領に記載されておりますコンタミ法保安規定から記載が削除されたとしても、下部規定に基づいて、
0:43:36	実施されることとなります。そのため保安管理上問題ないといった形になります。
0:43:42	あと下部規定の内容についても、本委員会ないし保安委員会の確認を受けているものです。
0:43:49	一方で、
0:43:51	行動計画については承認プロセスとしてもですね廃止措置工事計画の策定要領に定められているんですが、こちら法務委員会の各委員にもう一度確認を得ることになるといったプロセスでございます。そのため、公安委員会の審議事項等同等のプロセスを踏んでいることになるので、記載を変更しても保安管理上は問題ないと考えてございます。
0:44:12	(3)と(4)については参考までに各規定に関係する条文等を記載してございます。
0:44:19	右下 11 ページ目、すいません。PDFで見るとちょっと横に行ってしまうんですが、こちらの方には現在ですね、やっている保安規定の条文の内容と、それを担保するような下部規定の関係を書いたものでございます。
0:44:37	こちらのほうは説明を割愛させていただきます。
0:44:43	次に右下 15 ページなんですがございますが、すいません、右下の 15 の文字が消えておりますのです。
0:44:50	失礼いたしました。
0:44:54	こちら四番はH番全長の措置の変更になります。
0:45:00	こちらの方は原子炉領域の解体の撤去工事前に行われる安全措置、貯蔵措置のですね具体的事項を定めるといったものなんですがこちらのほうもですね下部規定に基づく手続きとするために、保安規定 13 条を変更するものでございます。
0:45:18	もともとここに本条文はですね下部規定の安全上の措置管理要領に記載すべき内容について定めたものです。同様の内容は上げ、この定めたものに従って安全貯蔵措置管理要領にも記載されているおりますので、保安規定第 13 条については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:35	対象範囲及び期間についての要求事項を定めて、それ以外は下部規定に基づいて実施するというふうにするものでございます。
0:45:43	安全上の措置に関する手順の制定及び改正については保安規定の審議事項としても第 8 条に定められておりますので、その節には変更ございません。そのため記載内容を変更しても、保安管理上問題ないのではないかと考えてございます。
0:45:59	(3)と(4)については参考となるような保安規定の敦賀発電所の保安規定の記載内容等になってございます。
0:46:10	右下 16 ページ目以降は保安系等変更後、変更前後と赤の関連する株券の関係を記載したものでございます。
0:46:24	次に右下 18 ページをご覧ください。
0:46:31	こちらは五番の施設管理計画に関する記録の採取及び保存の変更についての、その変更についてです。
0:46:39	こちらは本件第 40 条の 12 の記録の採取及び保存についてです。こちらは他の条文に記載されている内容と重複しておりますので記載を削除するといった変更でございます。
0:46:53	この理由としては確認書いてございますように 1 ポツ目のほうにはまだ 12-1 の保全の結果の記録は保安規定の第 40 条の 6 の保全の実施に協力することになっているとございます。
0:47:06	12-2 の方の結果の確認の評価というものについても同じ 40 条のですね、7-1、
0:47:14	結果の確認評価で記録することになってございます。12POS3 の是正措置処置の記録に関しては、保安規定の第 4 条、8-5-2 という低調等というところで、記録することをうたってございます。最後に 14、12-4 について保全の有効性の評価の記録については、
0:47:34	保安規定第 40 条の 9、他の有効性評価で要求されておりますので、それぞれ重複しているということで、10 人は削除するといったことにしてございます。
0:47:46	右下 19 ページ目以降のこちらの方が保安規定の
0:47:55	該当する条文と、それらが関係するような同じ保安規定の条文のところを記載したものでございます。
0:48:07	次に右下 21 ページをご覧ください。
0:48:16	6 番の廃止措置工事が東海第 2 発電所に影響を
0:48:21	与えないことの確認についてでございます。こちらはですね工事計画の策定に当たり、工事の内容が東海第 2 発電所の保安のために必要な措置が必要な

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	施設ですね、その機能に影響しないことの確認について、保安規定第 12 条の第 2 項に新たに定めるといったものです。
0:48:39	なおこの方、ホ運用ですが、こちらのほうは東海第 2 発電所の新規制基準に伴う保安規定の変更が認可された日から適用するというようにしてございます。こちらの理由としましては、廃止措置プラントの工事にあたっては
0:48:54	各工事の着手前にですね、工事計画策定時に東海大に対して発電所に対して、特に廃止措置プラント系近辺の可搬型の重大事故等対処設備の保管場所やアクセスルートに対して影響を及ぼさないことを確認する必要があるもので、
0:49:12	今回記載を追加するといったものです。
0:49:15	具体的に追加する内容としては、(3)に記載にあるような第 1 項の記載になってございます。
0:49:23	参考までに鶴を発電所のほうの記載内容書くように記載してございます。この二番の太字になってる部分ですね、こちらは 01 の記載になってございます。
0:49:38	次に右下 22 ページにお移りください。
0:49:44	こちら候補などの記載の適正化についてです。こちらはですねまず法令の記載箇所の変更といたしまして、第 21 条の 2 クリアランス関係に関するものなのですが、こちらは原子炉等規制法の 61 条の 2 の第 2 項ですね。
0:50:01	こちらのクリアランス対象物に対する放射能濃度の測定及び評価の認可手続きを定めたものですね、こちらはもともとは第 21 条の 2 の第 1 項、第 2 項のほうに書いてあったんですが、
0:50:18	ごめんなさい、第 21 条の 1、2 の第 1 号のみならず、第 21 条の 2、第 1 項全般に関わることなので記載箇所を変更しました。
0:50:30	こちらは参考までに記載しているのは原子炉等規制法の 61 条の 2 の条文ですので割愛をいたします。
0:50:38	(2)は運用事項の変更ということで、第 49 条の
0:50:45	非常事態の措置ですね、こちらの方について二次災害の防止を図る方針について配慮して実施することになっているんですが、
0:50:53	ほぼ東海の保安規定の第 49 条にはその旨の記載がありませんので、記載を追加するといった記載の適正化を図ります。
0:51:04	保安規定の変更に関する説明は以上になります。
0:51:12	はい、ありがとうございました。
0:51:19	まず一つ目。
0:51:21	一つ目は今廃止措置で行っている選任施設の削除とそれを反映するだけと。
0:51:29	ということですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:32	そうです。
0:51:36	POS
0:51:38	Ac領域の
0:51:40	解体の禁止条文というのはこれは、
0:51:44	昔はあったんで今僕はここら辺の話は、実際の定義も書いていただきましたけれども、
0:51:51	規定で縛っていたという箇所経由踏襲しちゃっているんで、
0:52:07	A3 ポツのうち、
0:52:09	経営計画、
0:52:12	この話ですが、
0:52:18	的なこれ他のプラントもここまで書いてないから落として、そういう理由でしたよね確か。
0:52:27	原電の柴田でございます。経緯としてましてはおっしゃるように、他のプラントと同等相当の記載の通りに合わせるっていうのがまずスタートですが、今のそのことにしても問題ないということを確認したというのが今回の説明資料になります。
0:54:15	現在の仕事でございます。先ほどの回答したんですが、
0:54:21	聞こえてなかったでしょうか。出てます大丈夫です、今確認中です。
0:54:29	あれ、聞こえてますよねこっちの方へ。
0:54:33	はい。現在の柴田でつかえております。
0:54:57	あ、規制庁のツカベにすみませんっていうと、12条のところ、
0:55:03	こういう規定っていうのはその既存の
0:55:07	ものではある程度書き方が決まっているかと思うんですが、
0:55:12	何か参考にされたものとかありますか。
0:55:19	原電の柴田でございます。参考にした規定類は、敦賀1号機のを敦賀発電所1号機のを参考にさせていただきます。
0:55:30	以上です。
0:55:34	秋田ツカベです。それでは、精一杯なってから、認可されたもの。
0:55:42	三坑RI
0:55:45	策定された。
0:55:47	そういう理解ですけど、よろしいですか。
0:55:52	現在のSPARTです。おっしゃる通りです。その時に認可されたものを、敦賀1号機を筆頭に他の電力のプラントのものも参考にさせていただいております。
0:56:06	はい。ツカベって層面ですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:10	変更前比べると、
0:56:16	個人の実施に関わるところとかも、
0:56:20	括弧変更場合では書いてあるんですが、それが変更になった場合って、
0:56:26	どこで、
0:56:28	工事を実施するにあたっての規定が、
0:56:33	されてるんでしょうか。
0:56:48	現例の仕事でございます。右右下の 13 ページをご覧になっていただけますでしょうか。
0:56:58	はい。こちらの方にですね、下部規定の記載という欄の 3 行目に、工事の実施といたしまして第 2 重量の改廃装置工事グループマネージャーというものがございます。こちらはですね
0:57:14	当社の 措置管理業務要綱の中の 20 条として記載させていただきます。
0:57:32	はい、市川です。それは各規定まで見れば書いてある。
0:57:37	既存の
0:57:39	敦賀 1 号でもこういう書き方をしていますというご説明ですね。
0:57:46	今回の仕事でございます。同じさようでございます。下部規定に記載しており、現下の保安規定では、あくまでもプロセスの方だけを記載していると、そういった構成になってございます。
0:57:58	はい、規制庁深めるっていう、それと
0:58:02	工事計画書するCFD構想の委員会の審議事項から今回八条で外されて、
0:58:10	うんですけど、
0:58:11	これも敦賀と同じような扱いなんですか。
0:58:19	はい同じ扱いになってございまして、こちらの方は右下 11 ページをご覧になっていただけますでしょうか。
0:58:29	こちらの方に右肩右下、ごめんなさい、下部規定の記載の欄のほうにはいわゆる下部規定で記載されているような工事計画承認書、こういった様式を記載させていただいております。それに対して左の方の枠で囲ったものなんですけど、
0:58:47	こちらの方保安運営委員会の方で審議委員の内容をここに記載してございます。それらをですねまとめますと、基本的に運営委員会で審議される方に詰めて、それぞれ個別にもう一度確認をとり取りに行っております。そういったプロセスになります。
0:59:08	はい、きちっとツカベですよ。結果的に同じ者が見ているから、
0:59:14	いいでしょうというのわからなくはないんですが、その会議会として議論することとはそれ自身でいいよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:23	ずっと放っておくんですけど。
0:59:32	は、その審議事項の重要度とかに応じてっていうことなんですかね。基づかない委員会で何を議論すべきかっていうのが先にあって、
0:59:43	あるべきじゃないかと思うんですけど。
0:59:48	ここ現在の島田でございます。おっしゃる通りですね重要度に応じて、審議事項というのは定められておりますので、例えば工事計画の段階で、いわゆる所長であるだと最終承認である所長であるとか、途中の
1:00:07	確認者がですね、保安運営委員会審議する必要があるとなればこの運営委員会に審議されるというような仕組みにもなっております。
1:00:20	作成者ツカベの説明はわかりました。
1:01:23	二目で13%増のところ、先ほどちょっとコメントかぶってしまうんですが、
1:01:32	変更あればその実施するという言葉で書いてあるのに対して、変更配送範囲と期間を定めるというところまでしか書いてなくて、
1:01:44	書いてある行為の範囲が、
1:01:47	使用前変更前変更後で変わってしまっているんですが、こちらは何でこれでもいいんでしょうか。
1:02:00	現在の仕事でございます。右下16ページをご覧ください。
1:02:11	この安全貯蔵措置の実施に関する等保安規定の変更前に関しては、まず参考書に書かれてると思うんですが、こちらの方に対応するものが、同じく安全上の措置管理要領になりますが、第5号、
1:02:29	隔離弁だとか、供給電源だとか、施設管理ごめんなさい形状管理等の措置ですね、こちらの方で安全に隔離保管するために以下の安全貯蔵措置を実施するといったものが対応しております。
1:02:46	はい、瀬戸ツカベです。
1:02:49	先ほど12条のところはプロセスを実施すると書いているので、実施できると思うんですけど、13条については、その対象範囲と、
1:03:02	期間を定めるとしか書いていなくてですね、行為者が、
1:03:07	家消えてしまった行為者と行為が消えてしまっているんですけど。
1:03:13	そこはどう考えればいいんですか。
1:03:19	県の仕事でございます。そちらの行為者が消えているというのをですが保安規定上は確かにおっしゃるように消えているんですが、それらはすべてその下部規定にある安全貯蔵措置管理要領のほうで、
1:03:34	実施者等を定めてございますので、運用上の問題になるようなプロセスにはならないと考えてございます。
1:03:47	食べて、下部規定の頭数にあたっては当然、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:52	上位の規定でどこで落ちてるかっていうのが、
1:03:57	言えないとまずいかなと思うんですけど。
1:04:01	どうひもづけられてるんでしょうか。
1:04:10	そのひもづけについてはもともとこの規程変更前に関しては安全重宝措置管理要領を作りなさいというような要求からだったんですが、そちらのほうを作成した後のもので実施するのは実施するようにはなっております。現在のところは、
1:04:29	そうすると今の安全強度措置っていうものは何でもPRかっていうと、もともと作られている安全貯蔵措置管理要領、こちらの方でやりますというように、
1:04:40	当社ではなっております。
1:04:52	はい。説明はわかりました。
1:05:15	です。
1:05:20	乙はすべて規制庁のミキヤですけども、
1:05:24	これ、なんでそもそも同じ 40 条の中でこの重複指定記録が書かれていたか。
1:05:31	何で今回落とすかって、
1:05:34	いうところはちょっと
1:05:37	ご説明いただければと思ったんですけども。
1:05:44	原理の志間でございます。もともと東海の方はこの保安規定を作る経緯のときからいろいろと細かい実施要領のレベルまで記載をしているように
1:05:59	要求されていたとかそういうふうにつくり込んでいくたつていう経緯があります。全体的にそんなようなイメージがあるんですが、今回そういった意味で新たに方のですね
1:06:13	例えば敦賀 1 号機ですね、それが 1 号機のような後続のプラント廃止措置プラントの保安規定。
1:06:19	今記載にですね、トーンを合わせていくところいった重複してるような箇所が幾つか出てくるようになってございます。その結果今重複している箇所について、
1:06:34	消していくというふうにして今回削除するというような変更かけようと考えてございます。
1:06:44	趣旨はわかりました。
1:06:52	規制庁ツカベです。それでは 3 条改正のときに、
1:06:56	もう
1:06:57	直せる範囲の中だったかと思うんですが、
1:07:02	やりとりの中で、ちょっとここはやめますという話になったということですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:10	原電の柴田でございます。3条改正については私も私が担当してたので大変申し訳ございませんでしたあのときはですねこういった審議し、規制基準、新検査制度に関わるものをして入れたんですが実際問題これって、
1:07:26	新検査制度に直で当たるものではなくてですね、別途、
1:07:32	いわゆる補足説明をする必要があったんですが、その通りでいいにですね認可するタイミングとして、これを入れてると、認可が間に合わないということで取り下げたという経緯がございます。すいません、こちらについては以上になります。
1:07:49	アクセルのツカベです。わかりました。
1:07:54	はい。最後等々に影響やそのないことの確認ですね。規制庁のミキヤですけども、これ
1:08:04	延べ 21 ページ目に、
1:08:07	当人の新規制に伴う保安規定変更の認可された日から適用するとあるんですが、
1:08:16	その日でもいいんですけど、例えば、
1:08:24	そっか設計施工石膏要は本規定が施行された通りの保安規定が施行されて、
1:08:32	こっちがもう、
1:08:35	施行日を合わせる。
1:08:37	というようなものではなくて、認可される前の認可っていうのは何か理由があるんですか。
1:08:47	こちらの方は認可認可、ごめんなさい。付則の方。
1:08:55	これ違う付則の方には、すいません施行日から適用するっていうふうにしてますので、こちらの認可を認可後の施行日が正しいですね。
1:09:09	きっとすいません。
1:09:28	あと、すいません規制庁のミキヤ、これは保安規定は別々なんですよね等に当東海って。
1:09:36	IAEA原理の仕事でございます等に東映東海は保安規定別々でございます。
1:09:45	そのときに、10 理事長の書きぶりは折れていいんですね、これで 2 号炉、東海第 2 発電所と書かれたら、
1:10:06	原電の柴田でございます。こちらの方は
1:10:12	東海発電所と東海第 2 発電所とあんま発電所を分かれているものの、敷地においては敦賀発電所のようにですね 1 号炉 2 号炉は併設してるような形と、いうふうに見れば現在の柿現在というか今回の申請描き方が適正であると考えてます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:32	うちのミキヤですけども、ここで言うてんのはその当時の保安規定の第何条と いうことを言うてんじゃなくて、小売の保安のために必要な機能に影響しない っていう、
1:10:45	何規定を指してるわけではないからこういう時VMということで、
1:10:51	はい、わかりました。
1:10:54	銀聯の仕事でございます。すいません。ミキヤさんの認識でアピールといっ て、私も持っていけば、まさにこちらの条文については東海第2発電所の保安 活動全体に関わる施設、そういったものを考えてございますので
1:11:12	全体的なことを書いて条文等を記載しているわけではございません。
1:11:22	最後、記載の適正化はですね、
1:11:39	採用適正かつすいませんきた規制庁のミキヤです。ちょっとよくわからなかつ たのは、法令の記載箇所の変更。
1:11:53	間違っていた。
1:11:56	ってことですか。
1:12:00	ここ現在の仕事でございます。間違っていたというわけではなくてですね、もと もと限定して第1項というふうな形で書いていたものですが、第2項だとか第 一パンそれ以外のものにも
1:12:15	当然適用されるものであるというのが適切であるというふうに考えて、今回変 更させるものでございます。
1:12:42	とりあえずわかりました。
1:12:49	規制庁ツカベですと、繰り合わせについては他のプラントでも幾つか規定され てると思うんですが、
1:12:58	その規定ぶりと、
1:13:01	東海発電所の規定ぶりは市がかなり違うんでしょうか。
1:13:09	原燃の柴田でございます。マーカ記載の仕方という、一番以降は同じだとは 思っでは中を一番以降同じではないんで、それはこの記載のトーンとしては同 じことを確認してございます。例えばそれは浜岡発電所であるだとかそんなと ころでございます。
1:13:29	はい。
1:13:30	ツカベですっていう戦略の浜岡のときは
1:13:36	もう結果の独立みたいな話で、
1:13:40	若干議論させていただいたことがあるんですが、
1:13:44	その辺りが認識されて、
1:13:49	duという
1:13:51	前提でよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:56	検査の独立性に関しては認識してございます。ただ、こちらの方は審査で前回の三条改正のときにもコメントございまして、そちらの方今回の審査だとか、前回の審査とは関係ない関係ないというか、
1:14:13	それとは別途独立性について
1:14:17	説明して欲しいということで、10月ですね説明してそこはそこそこについてはご了承いただいと認識してございます。
1:14:29	はい。きちっと使えればそれよう確認したかったんです。ありがとうございます。
1:14:54	規制庁のミキヤですが、こちらからは以上ですけれども何か原電さんからございますか。
1:15:04	いやリングガーダ
1:15:06	円高です。こちらからはありません。
1:15:09	はい。
1:15:10	一等
1:15:12	一葉次回の予定ですけれども審査会合の予定だけお伝えしておきたいと思えます。
1:15:21	パターン確定はしてないんですけれども、年明けの1月の26日の午後に、今入れられないかと思うということで調整しております。ただ時間が、正直、
1:15:37	ちょっと短くなる可能性がありますので、そこはまた追って年明けになるかと思えますがご連絡したいと思います。
1:15:45	こちらからも、以上です。
1:15:51	全部起きて、ここで使うための建替え等ミヤジマと現在はですね、答申の会合のTnありがとうございますと対象は、今回補正申請をスピーディーにアイソトープモデルで好きに考えておりますけれども、
1:16:09	こちら補正申請のもうすべて審査会合ってということでしょうか。はい。規制庁のミキヤです。廃止措置等、保安規定どっちもなんですけど廃止措置はほぼ
1:16:22	会合でも議論した内容を反映していただいておりますので、
1:16:27	基本廃止措置の方はよろしいですかね。
1:16:31	ご説明いただかなくてもいいんじゃないかなと思っておりますが、
1:16:37	新たな議論があればまたそれはやる必要があると思えますが、今のところはないというのが基本のヒアリングで確認できたかなと思っております。
1:16:46	来てエラーで評価してございます。
1:16:50	以上でヒアリングを終わりたいと思えます。
1:16:55	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。